教育資金利子補給Q&A(第1版)

NO	想定質問	回答			
新制度	新制度の概要について				
1	制度の内容は	令和3年4月以降に高校・大学等へ修学する方の入学又は在学費用として、日本政策金融公庫から教育資金の貸付を受けた場合、その利子の一部を市が助成します。			
2	利子補給の金額は	申請日の属する年度の前年度の4月から3月までに支払った利子の総額と利子補給金上限額(1万7千円)を比較して、低い方の金額を正規の修学期間助成します。(延滞利子を除く)			
3	正規の修学期間とは	学校が定めた入学から卒業までにかかる通常の 必要年数です。一般的に、高校なら3年、大学 なら4年、短大なら2年です。 (留年した場合は含みません)			
4	申請条件は	次の通りです。 1 高等学校、大学などに修学する方又はその保護者であること 2 富士見市に住民登録があること 3 市税(住民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、国民健康保険税)を滞納していないこと 4 公庫から教育資金の融資を受けていること (利子補給制度の対象となる融資は修学する学校ごとに1回のみです。)			
5	「利子補給制度の対象となる 融資は修学する学校ごとに1 回のみ」とはどのような意味 でしょうか	公庫から当該高等学校等に入学又は在学するため、複数回融資を受けても、利子補給制度の対象とする融資は1つのみとなります。 例)入学時に融資を受けて本制度を利用した方が、同じ学校に在学するため、追加で融資を受けた場合 ⇒追加融資分については利子補給の対象になりません。 例)高校入学時に本制度を利用した方が、大学入学時に融資を受けた場合 ⇒修学先が異なるため、大学入学時の融資も利子補給の対象となります。			

6	いつから申請開始か	令和4年4月から申請受付を開始します。申請		
		方法・申請時期等の詳細は、富士見市HPや広報		
		等をご参照ください。		
7	申請時に必要な書類は何か	必要書類は以下の通りです。		
		①交付申請書		
		②交付請求書		
		③利息の支払額を証明する書類		
		④入学した年度を証明する書類		
		⑤在学証明書又は卒業証明書		
		⑥日本政策金融公庫が発行する「お支払額明細書」の		
		写し		
		⑦通帳の写し		
8	入学した年度を証明する書類	合格通知書の写しや入学許可書の写しなど入学		
	とはどのような書類か	年度が確認できる書類になります。		
9	利息支払証明書はどこでとれ	政策金融公庫のHPから申請いただくか、日本政		
	るか	策金融公庫窓口で取得が可能と聞いています。		
10	利子補給金はいつもらえるの	申請内容を審査の上、支給対象者となれば、申		
	か	請いただいた年度中に指定された口座へ振り込		
		む予定です。		
11	他で奨学金をもらう予定(又	本制度は、奨学金等の他の支援制度との併用が		
	はもらっている)だが、併用	可能です。ただし、他の支援制度の方で併用不		
	は可能か	可としている場合もあるので、先方にも制度の		
		併用が可能かどうかご確認ください。		
12	1度申請すれば、来年度以降	年度単位での申請となりますので、来年度以		
	も利子補給金をもらえるの	降、引き続き利子補給金の交付を希望する場合		
	か。	は、改めて申請が必要です。		
旧制度と新制度について				
13	旧制度と新制度の違いは何か	大きな違いは以下の通りです。		
		1 対象者の拡大		
		(旧制度:入学資金のみ対象で、在学資金の借		
		入れは対象外)		
		2 対象の大学等の拡大		
		(旧制度:学校教育法に定める高校、大学等に		
		限定)		
		3 利子補給の額		
		(旧制度:融資額の内70万円上限)		
		4 利子補給期間		
		(旧制度:教育一般貸付の融資を受けた日の属		
		する月の翌月から5年を限度)		

15	制度を変えた理由は 現在の修学先の入学時に、入 学準備金利子補給制度を利用 し、利子補給金をもらってい るが、公庫から在学費用を新 たに借りたので、申込した	主な理由は、以下のとおりです。 1 制度利用者にとっての「わかりやすさ」 「活用しやすさ」を向上させるため。 2 高校・大学等に修学する方への制度の充実 を図るため。 同じ修学先で、旧制度と新制度の重複利用はで きません。			
16	い。 高校入学時に旧制度を利用 し、現在利子補給金をもらっ ている。今度大学へ入学した が、新制度に申込可能か。	令和3年4月以降の入学であれば、新制度に申 込可能です。(旧制度を利用していても、修学 先が異なれば、利用可能です。)			
17	令和2年4月に入学し、入学 費用を借りた(旧制度は利用 していない)。2年生に進学 するにあたり、在学費用を借 りた。旧制度(入学費用)、 新制度(在学費用)どちらで 申込した方が良いか。	修学期間、借入された金額、期間、金利等によって利子補給の総額が異なるため、一概にはお答できません。関係書類をお持ちいだたければ試算してご案内することは可能です。			
その	その他				
18	入学をとりやめたが、申請は 可能か。	入学をとりやめた場合は申請できません。			
19	退学したが、申請は可能か。	在学していた月までは、利子補給金の交付対象となるため、申請は可能です。例)令和3年に入学、令和4年1月中旬に退学した場合 ⇒令和3年4月から令和4年1月までの返済利子分までが対象となります。			
20	留年した場合も、利子補給金 をもらえるのか	利子補給期間は「正規の修学期間」のため、留年により在学期間が延長された期間は利子補給金の支給対象とはなりません。			
21	市外へ引っ越ししたが、申請は可能か。	富士見市に在住されていた月までは、利子補給金の交付対象となるため、申請は可能です。例)令和3年に入学、令和4年1月中旬に引っ越しした場合 ⇒令和3年4月から令和4年1月までの返済利子			

		分までが対象となります。
22	納税状況は、いつ現在で判断	3月末現在に納付期限を迎えている市税につい
	するのか。	て、滞納がないことが条件となります。
		例)令和3年度支払分の利子について、令和4年
		に申請した場合
		⇒令和4年3月末までに納付期限を迎えた市税を
		全てお支払いいただく必要があります。
23	在学費用を借りた場合の利子	在学する学校を卒業するまでの正規の期間とな
	補給期間は	ります。(留年した期間は含みません)
		例)高校2年の在学資金として融資を受け、4
		月から返済を開始した場合
		⇒利子補給期間は、高校を卒業するまでの2年
		間となります。